



鳥取県公報

平成 25 年 10 月 29 日(火)
号外第 1 1 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則（9）（特別支援教育課）・・・・・・・・・・ 2

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月29日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第9号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）							
1 略						1 略							
2 特別支援学校						2 特別支援学校							
名称	障がい 種別	部科名及び学科 名		修業 年限	収容 定員	所在 地	名称	障がい 種別	部科名及び学科 名		修業 年限	収容 定員	所在 地
略						略							
鳥取養 護学校	肢体不 自由・ 病弱	略					鳥取養 護学校	病弱・ 肢体不 自由	略				
略						略							
皆生養 護学校	肢体不 自由	小学部		6年		米子	皆生養 護学校	肢体不 自由	小学部		6年		米子
		中学部		3年		市上 福原			中学部		3年		市上 福原
		幼稚部				七丁 目13 の4			高等部 普通科		3年		福原
	肢体不 自由・ 病弱	高等部	普通科	3年					幼稚部				七丁 目13 の4
略						略							

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。